

「大阪府安全なまちづくり条例の改正(案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方

【募集期間】 令和6年12月23日(月曜日)から令和7年1月21日(火曜日)まで

【募集方法】 電子申請・郵便・ファクシミリ

【募集結果】 10名の方から24件のご意見・ご提言をいただきました(うち公表を望まないもの8件)。

いただいたご意見・ご提言について大阪府の考え方は、次のとおりです。

※ご意見等は基本的に原文のとおり記載していますが、一部要約している部分があります。

No	府民意見等の要旨	大阪府の考え方
全般		
1	「高齢者が携帯電話で通話しながらATM操作することの禁止」に関する周知ポスターの作成だけでなく、「70歳以上の高齢者に対するATM振込取引における上限金額設定」に関する周知活動(例:域内TVCM・ポスター・公共施設での案内)も、大阪府を挙げて実施いただきたい。	条例改正に伴い、大阪府において「高齢者が携帯電話で通話しながらATM操作することの禁止」のほか、「70歳以上の高齢者に対するATM振込取引における上限金額設定」を含めた改正内容の全てを周知するためのチラシやポスターを作成する予定です。 大阪府としても大阪府警や市町村等の関係機関と連携し、YouTube、SNS、ホームページ、青色防犯パトロールカー、街頭キャンペーンに加え、警察署や市町村、駅等へのチラシの配架等、様々な媒体で重点的に条例の周知、啓発を行う予定です。
2	本条例に伴う制限により利便性を妨げられてしまうお客さまからのご意見・苦情・クレーム等に対して、金融機関だけでの対応では一定の限界があると考えており、府の明確な問い合わせ先や窓口設置、及び施行前の府民への周知徹底をお願いいたします。	大阪府の問い合わせ先等については、施行前にホームページやSNS、チラシ等により府民への周知を行います。
特殊詐欺等の根絶に向けた施策の推進		
3	【大阪府安全なまちづくり条例の改正条文案素案】 第六章第19条第2項中、「府は・・・有用な情報を公表する等、特殊詐欺等の被害防止に必要な広報・・・を行うものとする」との改正案については、具体的にどのような広報手段を想定しているのか。 「犯罪グループが詐取したカードにより金銭を引き出したATM」を公表することについては、あたかも当該ATMを設置している金融機関に問題があるとの誤解を与えかねず、当該ATM設置金融機関への風評リスクをいたずらに惹起しかねない懸念があることから、公表すべきではないと考える。 近隣住民への注意喚起であれば「被害者の住所(●●市▲▲)」を公表するだけで十分ではないか(注)。 (注)詐取されたカードは一般的に詐取直後に被害者宅の近隣のコンビニや金融機関のATMで使用されるケースがほとんど。近隣住民への注意喚起(犯罪を身近なこととして感じもらう)という観点からは「被害者の住所(●●市▲▲)」を公表することで目的は十分に達せられる。また、犯人グループが2回目以降に当該カードを使用するのは、他府県等遠隔地のATMが多い。このケースの場合、当該ATMの設置場所を公表しても近隣住民への注意喚起等の犯罪抑止効果は乏しいばかりか、当該ATM設置金融機関等に対する風評被害を招くおそれがある。	具体的な広報手段については、安まちメール、情報発信用アプリケーションソフト(安まちアプリ)、大阪府警察のウェブサイト、防犯速報等の大阪府及び大阪府警察の広報媒体を想定しています。 また、公表する内容については、大阪府特殊詐欺対策審議会における学識経験者等からの「抽象化されたものではなく、身近でタイムリーな情報ほど伝わりやすい」との意見を踏まえ、「被害者が誘導されたATM」を公表する予定です。 なお、具体的なATMまで公表することは、ご意見のとおり風評被害等を招くおそれがあることから、例えば「大阪府中央区大手前〇丁目〇番付近に設置の無人ATMにおいて」等、個別の店舗名は公表は控え、情報発信する予定です。 頂いたご意見を踏まえ、府民に対して被害防止により一層効果的な情報を発信してまいります。
ATM設置者及び高齢者の義務等		
4	ATMでの通話禁止について、大阪府が公表している「「大阪府安全なまちづくり条例の改正(案)」の概要」では、「65歳以上」が対象と明記されているが、改正条文案素案第21条では、「65歳以上」が対象と明記されていない。 対象は「65歳以上」に限定されないと考えるべきか。あるいは、条例において「65歳以上」が前提となっているのか。	条文については、詳細の記載内容等を検討中のため、現在、パブリックコメントを実施している条文案素案においては、65歳以上と明記していませんが、特殊詐欺の被害は、65歳以上の高齢者が多数を占めていることから、概要に記載のとおり、65歳以上を対象とする予定です。 今後、パブリックコメントを経て作成する条文案では、高齢者となる65歳以上の年齢を明記する予定です。
5	第二十一条 ATM設置者及び高齢者の義務等 第一項(1)について 特殊詐欺等に係る案をATM筐体およびATM周辺にて、継続的にポスターやATM画面上で掲示することが必須であると読み取ることができる。本件の掲示については、常に掲示する必要はなく、ATMで振込取引を実施する都度、デジタルデータ等でATM画面上に注意喚起をお客さまへ実施することで要件を満たすか。	ご認識のとおり、第21条第1項の規定については、設置するATMの本体、モニター画面等、当該ATMを利用しようとする者から見やすい箇所にポスター、はり紙その他のものを掲示することを義務化するものです。 ご意見は、ATMモニター画面の掲示に関する内容になると思いますが、ご認識のとおり、画面上に常に掲示していただく必要はなく、顧客がATMで振込取引をする際に、注意喚起画面を掲示していただくことを規定するものです。
6	「大阪府安全なまちづくり条例の改正(案)」の概要 2ページ 「高齢者は、ATM設置者が講ずる措置に従い、携帯電話機を用いて通話しながらATMを操作してはならない」により今現在(2024～2025)における代表的かつ古典的な振り込め詐欺は減少するものと思いますが、文字を用いたチャットによる振り込めの指示(いわゆるLINEやX(旧ツイッター)のDM等を用いたもの)は、本条例では何ら想定していないのでしょうか(「スマホそのものの使用を禁止、あるいは自粛しましょう」ではないのか)?(これらのやり取りを現在の(2024～2025年の)高齢者の方は平均的に言えば熟達していないものとも思いますが、中には熟達している方もいますし、10～20年先まで考えれば働き盛りの40～50代の方も該当しますが、その都度、これら詐欺の手法や被害実態、IT技術等に応じて条例を追加するのでしょうか?)	特殊詐欺については、最初に固定電話へ連絡が入り、その後、ATMへ誘導し、携帯電話で通話しながら、ATMを操作させて振り込ませる手口が多数を占めています。また、LINEやX等を利用した詐欺として、SNS型投資・ロマンス詐欺も被害が急増していることから、これまで、「大阪府安全なまちづくり条例」の対象ではありませんでしたが、今回の改正により、特殊詐欺に加え、SNS型投資・ロマンス詐欺も条例対象とし、対策を強化する予定です。 なお、今回の条例改正で予定しているのは、携帯電話で通話しながらのATM操作の禁止であり、スマートフォンそのものの使用禁止や自粛を求めるものではありません。 特殊詐欺の犯行の手口は、急激に巧妙化、多様化していることから、今後、状況の変化を踏まえ、必要に応じ、条例改正の検討等を行っていきます。

No	府民意見等の要旨	大阪府の考え方
特殊詐欺等に関する通報等		
7	警察官への通報にあたっては、被害者の個人情報を、本人の同意なく、警察官に提供可能である旨、個人情報保護委員会とも調整済の理解でよい か。 (例えば、警察官への通報は、個人情報保護法第27条第1項第4号(国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。)に該当するため、第三者提供の例外として整理できる等)	改正条例における「金融機関からの通報」については、金融機関の店舗等に来店している顧客が、特殊詐欺等の被害に遭っているおそれがある場合に警察への通報等を求めることから、通報内容に個人情報は含まないものと整理しています。
振込取引における上限額の設定		
8	「大阪府安全なまちづくり情勢の改正条文素案」の第二十三条にて、「金融機関は、ATMにおける顧客の預貯金口座への一日の振込に係る上限の額が十万円以下」となることにより、一定の振込は店頭窓口で受付することになります。この場合手数料がATMに比較して高くなりますが、被害抑止の観点より適宜各金融機関が判断する点について誤認ないでしょうか。(具体的には、『店頭振込せざるを得ない状況になった際、本来ATMを利用した場合よりも多い金額をお客さまにご負担いただくにあたり、手数料減免等の措置を各金融機関で判断する』等)	ご認識のとおりです。
9	第二十三条 振込取引における上限額の設定 第一項について A銀行の顧客が、B銀行のATMを利用して、C銀行に振込を行った場合、A銀行の顧客が対象者か否かを判定するための情報(取引履歴、年齢、住所情報)を有するのはA銀行のみであり、B銀行及びC銀行は1項に関し何ら義務を負うことは無いという理解で良いか。	ご認識のとおりです。
10	第二十三条 振込取引における上限額の設定 第二項について 本項は、第二十三条第一項に基づき、金融機関が振込上限額の設定が必須となる条件が示されているものと理解しております。この条件に基づく場合、新規口座開設時点で70歳以上のお客さまについては、過去3年間にATMを使用した金銭の振込を行っていない者とみなし、振込上限額振込上限額を10万円以下に設定するという理解でよいか。	新規口座開設者については、年齢に関わらず取引実績がないことから、過去3年間にATMを使用した金銭の振込みを行っていない者に該当せず、振込上限額を10万円以下に設定する必要はありません。 なお、条例では、ただし書きにおいて、金融機関が期間や年齢について引き下げる必要があると考える場合には、自ら引き下げることを可能としております。
11	改正条文素案第23条第2項第3号において、振込上限額を設定すべき顧客の条件の一つに、「金融機関に届出した住所地在府の区域内にある者」が挙げられている。 本改正条例は大阪府の条例であることから、「金融機関」とは、大阪府に所在する金融機関・支店を指すものと認識している。そのため、そもそも、「大阪府の外に所在する金融機関・支店が管理する顧客」については、振込上限額を設定すべき顧客に該当しないと考えてよいか。	ご認識のとおりです。
12	改正条文素案第23条第3項において、「その時点において当該顧客が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないと認められる場合は、当該設定を解除することができる。」とされている。 当該解除の判断基準・判断方法等については、各金融機関の裁量に委ねられている認識でよいか。	ご認識のとおりです。
13	「大阪府安全なまちづくり条例の改正条文素案」の第二十三条にて、金融機関がATMによる振込上限額を設定する対象顧客について明記されていますが、例えば、過去3年間にATMを使用した金銭の振込を行っていない大阪在住70歳の顧客AがX月Y日振込を試み、金融機関により詐欺のおそれがないと判断した上、制限解除し振込実行したとします。その翌日に再度同様の振込を実施する場合については、顧客Aは本件制限の対象外となり、3年超に該当するまでは恒常的に解除という形で誤認ないでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、被害防止の観点から、対象となる顧客の意見を踏まえ、振込上限額を再度設定することは妨げません。
プリペイド型電子マネー販売時の確認		
14	新たに追加される第24条の規定は、プリペイド型電子マネーを利用した特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的として、プリペイド型電子マネー販売事業者による実質的な取組みや各販売環境を踏まえつつ実効的かつ実務的な対策を促す趣旨であり、その趣旨を踏まえ規定される内容の措置を講じることが求められているものと理解しました。	店舗においてプリペイド型電子マネーを販売する際に、1会計で合計5万円以上を購入する顧客に対しては、条例が示す方法により、被害のおそれがないかどうかを確認しなければなりません。
15	「大阪府安全なまちづくり条例の改正(案)」の概要 3ページ 「必要な事項を記載した書面等を備え付ける」「被害に遭うおそれがないかどうかを確認できるシステムを搭載したレジの設置」とありますが、審議会の過去の議事録や配布された資料を見る限り、これらは例示であろうと思いますが日本語でしか書かれていませんが、実際に条例化された場合、特にレジ画面でのチェックとして先行例として(別資料で)示されている「アルコール・たばこの購入時の年齢確認」がそうであるように、同一画面または切り替え画面で表示される、大阪府で一般的に併記される外国語(英語、韓国語、中国語(および、台湾で用いられる繁体字))他は併記されるという認識でよいでしょうか(別資料で示されている画面例はあくまで「言語面の観点で」例示であるかどうかということ)?	特殊詐欺等の犯行は、日本語で行われており、日本語を話せる方が被害に遭われている状況や、レジにおける画面については、各事業者のシステムの現状等を踏まえ、外国語の併記は求めておりません。 なお、大阪府、大阪府警察において作成する書面(チェックシート)については、日本語に加え、英語も併記する予定です。
16	「大阪府安全なまちづくり条例の改正(案)」の概要 3ページ 先行例として示される「アルコール・たばこの購入時の年齢確認」においては、是非 はともかく明確に20歳以上とみられるケース(40代以上等)では画面をそもそも出さなかったり、コンビニ等の店員が代わりにタッチしていることもまま見られますが、対してこの「画面タッチによる代用」のケースにおいては、条例の趣旨からしてそれらは一切認められない、という認識でよいのでしょうか?	ご意見のような条例の趣旨に反する確認方法については認められません。